

奈井江町避難所運営マニュアル(概要版)

「奈井江町避難所運営マニュアル」では、自主防災組織や地域住民(避難者)、施設担当者及び町の3者が協力して、避難所を円滑に運営することを目的としております。

災害発生から避難所の開設・運営の全体的な流れと運営に必要な書類の様式をまとめており地域住民で行う自主運営の基本的なルールを定めました。

本マニュアルは広く関係者に周知することで迅速な被災者支援を進めるため、奈井江町のホームページでも見ることができます。

○避難所運営の基本事項

避難所は、地域住民(避難者)の自主運営を基本とします。

長期化する場合
避難所運営委員
会を立ち上げま
す

避難所の開設・運営は「施設担当者、役場職員、地域代表者」が中心となって行います。



開設後の初動活動は、原則町主体による運営の開始をしますが、長期移行に必要性や役場職員の人員不足等により、町主体の運営が困難な場合は、「避難所運営委員会」を立ち上げ、地域住民主体による自主運営体制へ移行します。

町災害対策本部
は避難所運営を
サポートします

自主運営移行後も、施設担当者、役場職員は避難所運営をサポートします。

また、災害対策本部は避難所と連絡を密にし、要請事項の把握や食料物資の支援を行います。

要配慮者及び男女のニーズの違いに配慮した避難所づくりに取り組みます。

災害時要配慮者
とは

高齢者、障がいのある方、乳幼児など災害時に自力で避難や避難生活をするのが困難で、配慮や支援が必要な人たちをいいます。



※災害時には、誰もが要配慮者になる可能性があります。

全員で配慮し合うことが、避難所運営の大きな目標です。

男性と女性両方の
ニーズを取り入れ
ましょう

集団生活でプライバシーを守ることはとても重要です。運営委員会へは女性も参加し、男女それぞれの視点を取り入れます。男女別更衣室、トイレの設置や女性用品は女性が配布するなどの配慮が必要です。

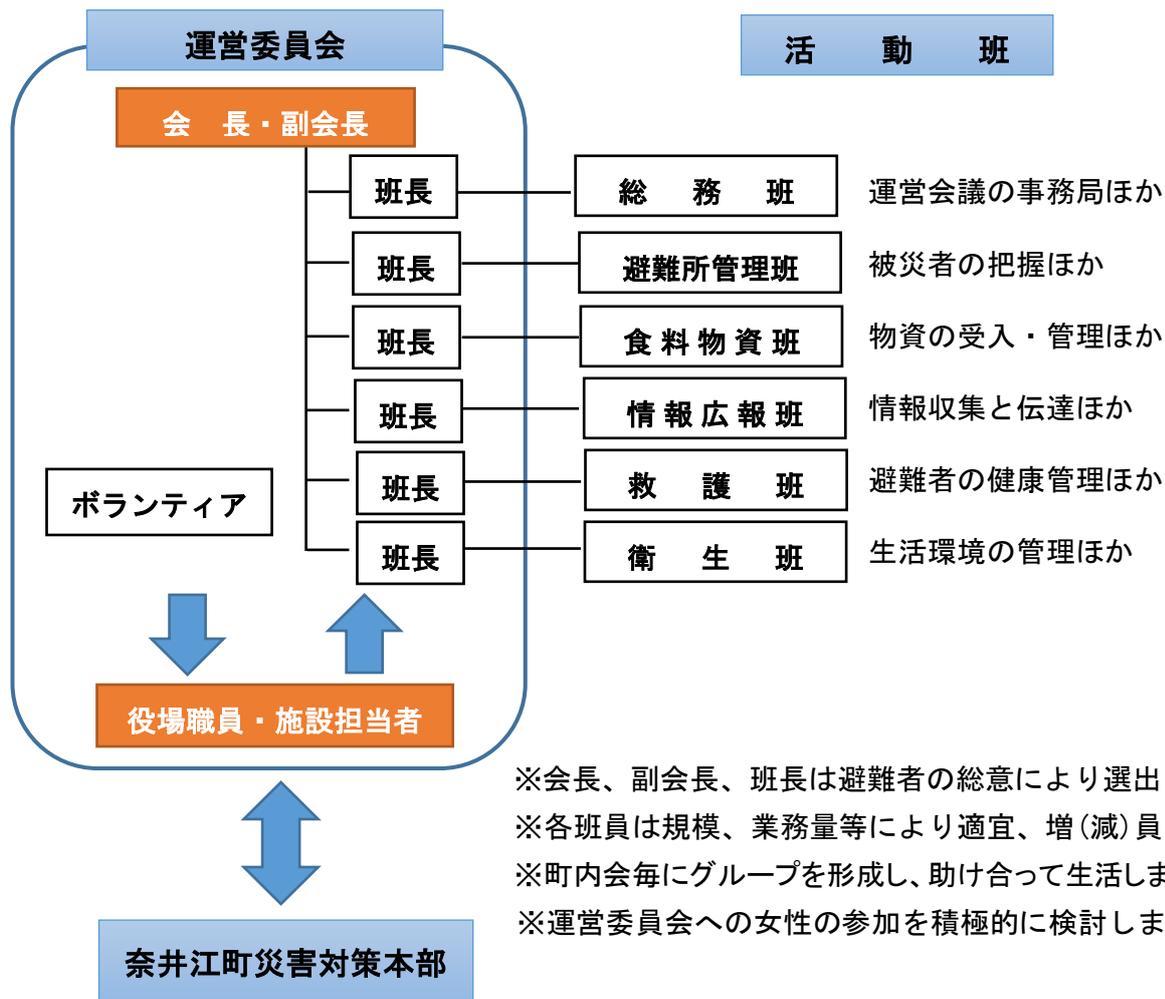
避難所運営の体制づくり

避難が長期化する場合は、避難所運営委員会を設置し、運営していくことが必要になります。円滑な避難所運営のために、しっかりとした体制づくりが必要です。

運営委員会の設置

自主防災組織が中心となり、避難所運営委員会を立ち上げます。

運営委員会の構成例



避難所運営会議の開催

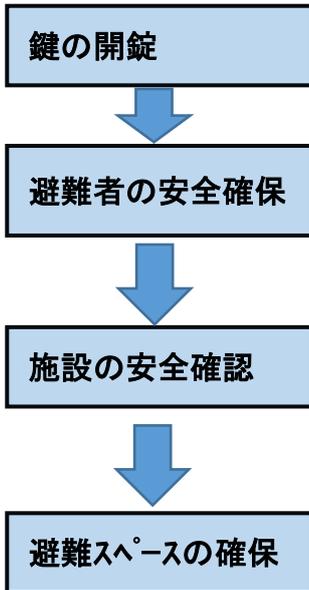
避難所運営委員会を立ち上げたら、避難所の課題・問題に対処するなど、避難所運営を円滑に進めるため、会長、副会長、各班長、施設担当者、役場職員が集まり「避難所運営会議」を行います。

会議は毎日最低1回以上(初期は2回)行い、避難所内のルールの決定や状況報告、課題・問題点への対処などを話し合います。話し合った内容は班ごとに班員に周知しましょう。



○初動期の対応

避難所の開設



「施設担当者(不在の場合は役場職員)が施設を開錠します。」

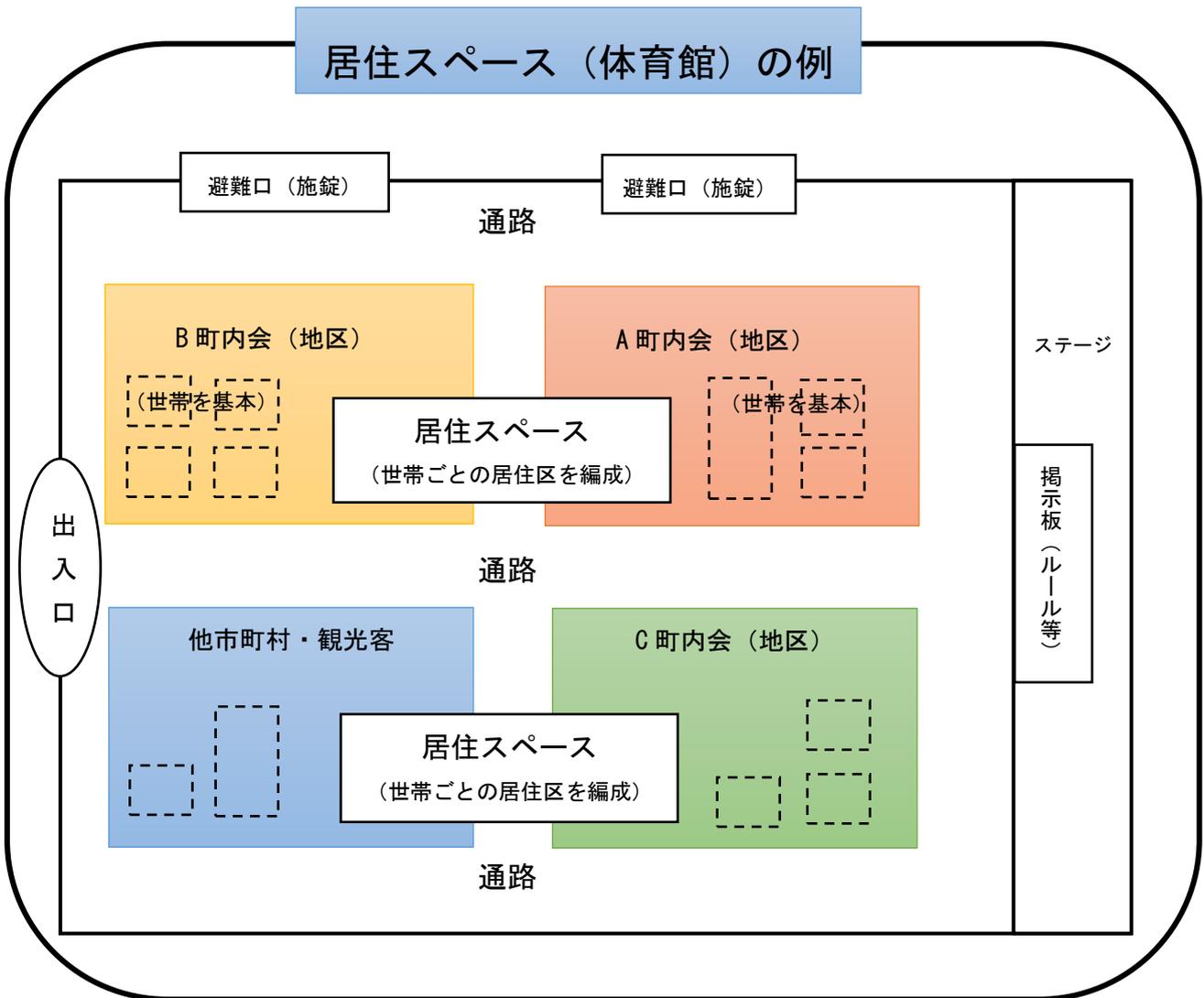
開設準備中は建物外で待機を呼びかけます。
雨天時や冬期には、一時的(改めて場所割りすることを前提)に施設内に誘導します。



施設担当者、役場職員により、施設の安全確認を行います。
(地域代表者の協力のもと、施設の安全確認が終わるまで屋外で待機するよう呼びかけます。)

居住スペース等を確保します。
この段階での個別対応は難しいため、まずは一つの空間(体育館など)で対応します。

居住スペース (体育館) の例



避難者の受入

可能な限り町内会単位で受入れし、避難者名簿に記入します。



避難所開設の報告

災害対策本部へ「避難所開設」の状況を報告します。

○各班の活動

各活動班の主な役割

総務班

- 災害対策本部との連絡調整
- 運営委員会の事務局
- 各班との連絡調整
- ボランティアの調整
- 避難所運営記録簿の作成
- 避難者の相談対応

活動のポイント

- ・活動状況(内容)は災害対策本部へ連絡。
- ・開催案内や会議記録に作成も重要。
- ・連絡調整により、円滑な業務遂行を。
- ・作業配分等を円滑に行い、避難所を効率よく運用
- ・活動状況・問題点の整理を。
- ・ストレス解消や気分転換で交流の場を。

避難所管理班

- 危険箇所への対応
- 避難者の把握
- 施設の管理や居住区の区割り
- ペットのルール
- 防犯・防火対策

- ・掲示板やバリケードの対応を。
- ・避難者カードの作成、管理。
- ・男女別の空間を確保し、プライバシーに配慮する。
- ・トラブルがないように一定のルールを。
- ・夜間巡回や消火器を用意する。

食料物資班

- 食料・物資の要請
- 食料・物資の受入れ・管理
- 食糧・物資の配布
- 炊き出しの実施

- ・ニーズの把握(アレルギー対応など)。
- ・使用形態別に仕分けをする。
- ・避難者に偏りがないように配布する。
- ・全員で協力し、地域との連携に努める。

情報広報班

- 情報の収集
- 避難者への情報伝達
- 避難者に関する問い合わせ
- マスコミ対応

- ・総務班や他の避難所と連携する。
- ・掲示板等通じて避難者全体へ。
- ・個人情報の取扱いには十分に注意する。
- ・マスコミ対応は、災害対策本部へ報告する。

救護班

- 傷病者の対応
- 感染症の予防
- 避難者の健康状態を確認

- ・症状に応じて近隣の医療機関へ移送を検討する。
- ・別途感染症対策を参照。
- ・健康相談窓口を設置する。

衛生班

- 生活水の確保
- ごみ・トイレの管理
- 風呂等の対応
- その他の衛生活動

- ・飲用水・生活水など用途別に明確に区分する。
- ・ゴミ出し場所の確保、分別を徹底する。
- ・ルールを決め、男女別に利用時間を設定する。
- ・うがいや手洗いを励行する。

○感染症対策

避難者受入れ時の留意点

受入れ担当者の健康状態を確認します。

事前に受入れ担当者の健康状態(発熱、咳等)を確認し、症状がある場合は、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代が必要です。

受入れ担当者の防護処置を行います。

多くの避難者と接し、感染者や感染者の疑いのある方に関わることが想定されることから、マスクやフェースシールド等の个人防护具の装着が必要になることがあります。

避難者の体調(健康状態)を確認します。

密になりにくい場所に受付を設置し、マスクの着用、手指消毒及び体温測定を要請します。
一人ずつ、発熱、咳等の体調(健康状態)の確認を行います。



避難所運営間の留意点

避難者等の健康管理

体調変化の早期把握は、感染症まん延防止の要でもあるので、定期的にチェックを行うことについて、避難者にも理解と協力を得るようにします。

避難所の衛生管理

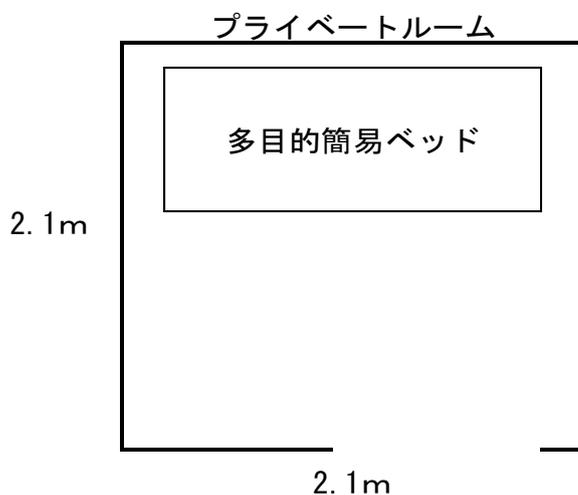
一人一人の行動として感染防止の基本「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を避難所にいる全員で実践することが重要です。
また、定期的な換気や清掃などで衛生環境を良い状態に維持することが大切です。

発症時等の対応

感染症を発症またはその疑いがある症状がある場合の対応については、保健所の指示のもと対応を行います。

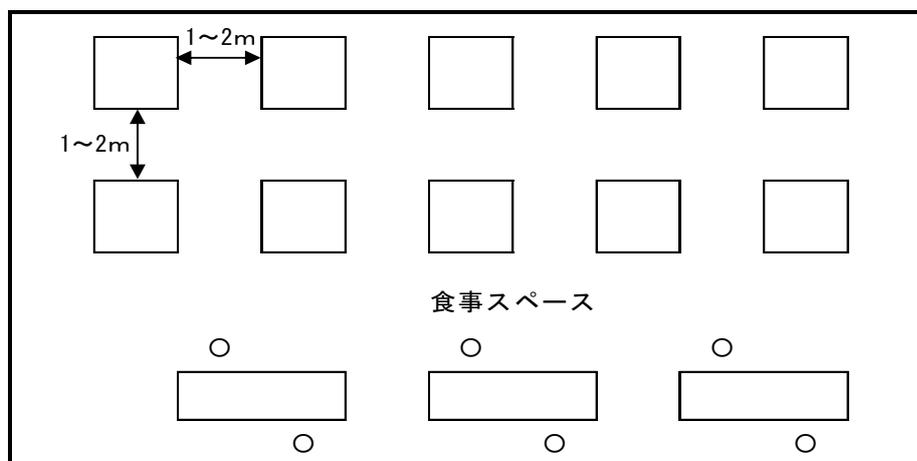
個人（世帯）スペース

【1～2人用スペース】



- ・個人（世帯）スペースには、多目的簡易ベッドを設けます。
- ※ 2人の場合は2台

居住スペース全般



人道的配慮

感染所への感染リスクが懸念される状況においては、被災者による身体的、精神的ショックに加え、感染する不安から感染者への差別や誹謗中傷、誤った情報による混乱が予想されます。感染者やそのおそれがある方の人権を保護するためにも、また安定した避難所の運営を行ううえでも、正しい情報のもと人権に配慮した適切な対応を行うことが重要です。